

〇 〇 〇 会 規 約

〈名 称〉

第1条 本会は、〇〇〇会と称する。

〈事務所〉

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

〈目 的〉

第3条 本会は、会員の心身の健全な発達を図るための学習活動を行い教養を高め、会員相互の親睦を深め、かつ、地域社会に貢献することを目的とする。

〈事 業〉

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〈会 員〉

第5条 本会の会員は、原則として区内に住所を有し、本会の目的に賛同する者とする。

〈役 員〉

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長1名、副会長2名、会計2名、理事若干名、会計監査2名

(1) 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 本会に、顧問、相談役をおくことができる。

第7条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときこれを代行する。
3. 会計は、会の金銭収支を明らかにし、総会で報告する。
4. 理事は、会の運営について協議する。
5. 会計監査は、会の会計を監査し、結果を総会で報告する。

〈会 議〉

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

1. 総 会 定期総会は、毎年度当初に開催し、役員選出、事業計画・予算の審議、事業及び会計報告をする。臨時総会は、会員の要求があった場合、会長が招集する。
2. 理事会 必要に応じ、会長が招集する。

〈会 費〉

第9条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第10条 本会の会費は、1人月額〇〇〇円とし、毎月初めに会計へ納入する。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〈会則の変更〉

第12条 本規約を改正しようとするときは、総会において、会員の2分の1以上の同意を要する。

付 則 本規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。